

3・6 EPA／FTA

3・6・1 最近の動きと今後の見通し

日本政府は、世界貿易機関(WTO)を中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、我が国の対外経済戦略推進および経済的利益確保のため、経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA)交渉を進めている。

EPA／FTA によって貿易の拡大や、海運を含むサービス貿易の自由化が見込まれることから、当協会は基本的にこれらを歓迎するとともに、必要に応じて国土交通省を通じ海運分野の自由化拡大を求めている。

主な協定類の現状は以下の通り。

1. EPA

日本は 2002 年、シンガポールと EPA を締結して以来、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、豪州など 15 カ国・地域と締結した。現在は、東南アジア諸国連合(ASEAN)全体(投資サービス交渉)、カナダ、コロンビア、欧州連合(EU)、トルコ、GCC(UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア／交渉延期)および韓国(交渉中断中)の 7 カ国・地域と交渉を行っている。

EU との EPA 交渉は 2017 年 12 月に妥結し、2019 年の発効が期待されている。

日本と EPA を締結した国・地域(発効順)

シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN 全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル

2. TPP

環太平洋パートナーシップ(TPP12)交渉は、当初オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの 12 カ国間で 2015 年 10 月大筋合意に至り、我が国は 2017 年 1 月 20 日発効に向けた国内手続きを完了した。

一方、米国では 2017 年 1 月 20 日に就任したトランプ大統領が選挙公約に従い、同年 1 月 23 日、TPP12 からの離脱を宣言する大統領令に署名し、各加盟国とは個別に 2 国間交渉を行う方針を示した。

このため、離脱を表明した米国以外の 11 カ国は、TPP12 の内容を実現するための協定である、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11)の締結を目指すこととなり、再交渉の結果 2017 年 11 月に大筋合意に至り、2018 年 3 月に協定国 11 カ国が署名を行った。

3. その他多国間協定

我が国は日中韓 FTA、東アジア地域包括的経済連携(RCEP;ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの ASEAN10 カ国とオーストラリア、中国、インド、日本、韓国、ニュージーランドの 6 カ国が参加する)といっ

た多国間経済連携協定の交渉へ参加している。

※経済連携協定(EPA):貿易や投資の自由化・円滑化を進め、幅広い経済関係の強化を目的とした協定。「モノ」以外に「サービス」の貿易、「人」の移動も対象としている。

※EPAとWTOとの関係:WTOは最恵国待遇によって、加盟国間で一律の関税率となる。EPAは二国間で独自の交渉を行い、踏み込んだ自由化が可能となるため、近年はWTOを補完する取組みとして世界中で締結が進んでいる。

※自由貿易協定(FTA):関税やサービスの外資規制などを撤廃し、国・地域間でモノやサービスの貿易自由化を目的とした協定。